

三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 主伐に係る伐採種は、定めない。 2 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。) 〇農林水産省告示第二千三百十四号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成二十七年十月十九日 農林水産大臣 森山 裕 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。） 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 次の森林については、主伐は、択伐による。 静岡県（次の図に示す部分に限る。） 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 3 主伐として伐採をすることができるとは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (次の図) 及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。) 〇特許庁告示第十八号 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二十二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。 平成二十七年十月十九日 特許庁長官 伊藤 仁							
第五十一号	平成二十七年十月十九日	株式会社みらい知的財産技術研究所	登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
三十七	先行技術調査（映像機器）	株式会社みらい知的財産技術研究所					

		東京都新宿区本塩町8番地2 （代表取締役 西澤 紘二）	東京都新宿区本塩町8番地2住友生命四谷ビル3F・6F
--	--	--------------------------------	----------------------------

〇特許庁告示第十九号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社みらい知的財産技術研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年十月十九日

特許庁長官 伊藤 仁

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第19号（一）	株式会社みらい知的財産技術研究所	東京都新宿区本塩町8番地2住友生命四谷ビル3F・6F
第20号（一）		
第35号（一）		
第43号		

〇国土交通省告示第千六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十九日

国土交通大臣 石井 啓一

一 施行者の名称 独立行政法人都市再生機構

二 事業施行期間 平成二十四年三月十二日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区 埼玉県南埼玉郡宮代町中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目の各一部

四 土地区画整理事業の名称 幸手都市計画事業東武動物公園駅西口土地区画整理事業

五 事務所の所在地 埼玉県さいたま市南区沼影一丁目十番一号ラムザタワー15階 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部東武動物公園駅前都市再生事務所

六 施行規程及び事業計画の認可の年月日 平成二十四年三月十二日

七 事業計画の変更認可の年月日 平成二十七年十月十九日

〇国土交通省告示第千六十六号

名古屋飛行場の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十九日

国土交通大臣 石井 啓一

一 空港の名称及び位置 名古屋飛行場 愛知県西春日井郡豊山町

二 変更しようとする事項（変更前の事項については、平成二十七年国土交通省告示第二百五十九号を参照）

空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

三 変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日 平成二十九年二月二日

（注） 空港の範囲を示す詳細図を愛知県庁及び豊山町役場において縦覧に供する。

東京都市新宿区本塩町8番地2	代表取締役 西澤 紘	電子楽器、カラオケ、音響機器、音声の認識・合成、動画記録、ビデオカメラ、デジタルカメラ、テレビジョン（信号の符号化、双方向、受信機等）	東京都市新宿区本塩町8番地2住友生命四谷ビル3F・6F
----------------	------------	---	-----------------------------